

## 五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、戸建て住宅の所有者が住宅の性能向上を行う改修工事を支援することにより、既存住宅の耐震性や省エネ性等の向上により地域の風土に根ざした良質な住宅ストックの形成と住民が安心して住宅リフォームを行うための環境整備の推進を図るため、予算の範囲内において、個人が所有する住宅又は併用住宅の改修工事を行うものに対し、五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年6月五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱において、五戸町安全安心住宅リフォーム促進事業とは、別表1に定める工事をいう。

### (補助対象者)

第2条 補助を受ける者は、町内に住宅を所有し、その住宅に居住する者であって、町税等を滞納していない者を対象とする。

### (補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次のいずれかに掲げる持ち家住宅とする。

(1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の $1/2$ （住宅用車庫、物置の面積を除く。）以上であること。）

(2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）については、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

### (他の補助金の併用)

第5条 国等から他の補助金又は国庫補助金（負担金、利子補給並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象としない。ただし、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については、補助対象とすることができる。

### (関係法令への適合)

第6条 改修工事を行った住宅は、建築基準法、都市計画法及びその他関係法令に適合していなければならない。

(申請書等)

第7条 規則第3条の規定による申請書は、補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条各号の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 本人の住所及び氏名等を確認できる書類(運転免許証、旅券又は本人確認に利用できる書類として以下に定めるもの。)

|        | 1枚の提出で足りるもの  | 2枚以上の提出が必要なもの   |
|--------|--|---|
| 証明書の種類 | <ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証の写し</li><li>・運転経歴証明書の写し</li><li>・個人番号カードの写し(表面)</li><li>・旅券の写し</li><li>・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書</li><li>・身体障害者手帳の写し</li><li>・精神障害者保健福祉手帳の写し</li><li>・療育手帳の写し</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書の写し</li></ul> など | <ul style="list-style-type: none"><li>・公的医療保険の被保険者証の写し</li><li>・通知カードの写し</li><li>・住民票の写し</li><li>・共済組合員証の写し</li><li>・国民年金手帳の写し</li><li>・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書の写し</li><li>・共済年金又は恩給の証書の写し</li><li>・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の写し</li></ul> など |

(2) 委任状(添付様式第1号)(申請者と施行者が異なる場合に限り。)

(3) 各種公的支給や補助申請に関する申出書(添付様式第2号)

(4) 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図等)

(5) 工事見積書(内訳明細が記されたものに限り。)

(6) 町税等に滞納がないことを証明する書類

(7) 建物登記全部事項証明書の写しなど補助対象住宅の所有者を確認できる書類

(8) 耐震診断結果報告書の写し(耐震性能の向上に係る既存住宅の改修又は立替え工事の場合に限り。)

(9) 青森県木造住宅耐震改修マニュアルによる青森県木造住宅耐震補強シート(耐震性能の向上に係る既存住宅の改修工事の場合に限り。)

(10) その他町長が必要と認める書類

3 申請は、同一の住宅に対して1回限りとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件とするものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(補助金の額に変更を生ずる場合に限り。)をする場合には、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を町長に提出してその承認を受けること。

(2) 前号に規定する手続きを行わず、交付申請の内容の工事と異なる工事をした場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、変更(中止・廃止)承認申請書(様

- 式第2号)を町長に提出してその承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 補助事業の状況、経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年から起算して5年間保管しておくこと。
  - (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による補助金の請求は、補助金請求書(様式第3号)を町長に提出して行うものとする。

(状況報告)

第11条 規則第8条の規定による報告は、町長が指示する期日までに状況報告書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(完了確認)

第12条 住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確認等に関する法律(平成19年法律第66号)に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下「保険法人」という。)が行うリフォーム工事瑕疵担保責任保険に申し込んでいない補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第5号)を町長に提出し、現場確認を受けるものとし、保険法人が行うリフォーム工事瑕疵担保責任保険に加入を申し込んでいる補助事業者は、保険法人が実施する検査を受けるものとする。

2 町長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果を工事完了確認通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第9条の規定による報告は、完了(廃止)実績報告書(様式第7号)に次項に定める書類を添えて速やかに行うものとする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅リフォーム保険付保証明書の写真(保険法人の検査を受けた場合に限る。)
- (2) 保険法人が実施する検査に合格したことを証する書類の写真(保険法人の検査を受けた場合に限る。)
- (3) 工事請負契約書の写真
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写真
- (5) 工事写真(着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの)

(6) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを証明する書類の写し（耐震性能の向上に係る既存住宅の改修工事の場合に限る。）

(7) その他町長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第14条 規則第17条第1号及び第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 則第17条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知）別表第2に準ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1 (第 1 条関係)

|       |  |
|-------|--|
| 工事の内容 | <p>次のいずれかの住宅性能の向上を伴う既存住宅の改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 耐震性能</li> <li>② 省エネルギー性能</li> <li>③ バリアフリー性能</li> <li>④ 克雪性能</li> <li>⑤ 防災性能</li> </ul>   |
| 工事の要件 | <p>次の全ての要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 改修工事費が 50 万円以上であり、そのうち上記工事内容にある①から⑤までの住宅性能の向上に係る改修工事費が 25 万円以上であるもの</li> <li>② リフォーム工事瑕疵担保責任保険加入については任意とする</li> <li>③ 別記「住宅リフォームの性能基準」を満たすもの</li> </ul> |

別表 2 (第 2 条関係)

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象経費 | <p>五戸町安全安心住宅リフォーム促進支援事業に要する経費は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 改修工事費<br/>既存住宅の改修工事に要する工事費</li> <li>(2) 保険料等<br/>既存住宅の改修工事について加入するリフォーム工事瑕疵担保責任保険（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号）の保険料及び現場検査料</li> <li>(3) 設計料等<br/>既存住宅の改修工事に要する設計費、工事監理費及び青森県木造住宅耐震診断・改修審査委員会の耐震補強シートに係る審査手数料</li> </ul> |
| 補助金の額  | <p>A. 耐震性能の向上に係る改修工事を含む場合<br/>補助事業に要する経費総額の 10 分の 2 に相当する額又は 60 万円のいずれか低い額以内の額とする。</p> <p>B. A 以外の改修工事を含む場合<br/>補助事業に要する経費総額の 10 分の 1 に相当する額又は 20 万円のいずれか低い額以内の額とする。</p>  |

別記

住宅リフォームの性能基準

改修工事に係る部分及び部位が次の性能基準に適合すること。

| 項目       | 部分及び部位   | 性能基準  |
|----------|--|---|
| 耐震性能     | 構造躯体（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）                                     | 青森県木造住宅耐震改修マニュアル（平成18年3月策定）に基づく補強後の上部構造評点1.0以上  |
| 省エネルギー性能 | 住宅全部   | 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1346号）省エネルギー対策等級3  |
|          | ① 居室の窓<br>② 床（基礎）<br>③ 屋根（天井）<br>④ 外壁                          | 日本住宅性能表示基準省エネルギー対策等級4   |
|          | 部位間取合部   | 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年3月27日国土交通省告示第378号）の5施工に関する基準   |
|          | ① 暖冷房設備等<br>② 給湯設備<br>③ パッシブソーラーシステム<br>④ 太陽光発電システム            | 独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年住機規程第67号）に基づく住宅技術基準実施細則（平成21年住機審細第5号（住））第6（4）省エネルギー型設備設置工事の基準   |
| バリアフリー性能 | ① 通路<br>② 階段<br>③ 浴室<br>④ 便所<br>⑤ 手すり<br>⑥ 段差<br>⑦ 出入口<br>⑧ 床面 | 租税特別措置法施行令第26条第23項第5号及び第26条の4第4項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（平成19年3月30日国土交通省告示第407号） |
|          | ① 浴室<br>② 脱衣室<br>③ 便所  | ヒートショック対策（窓、床等、壁及び天井等の断熱性能及び気密性能等の向上）   |
|          | ① ホームエレベーター<br>② 階段昇降機<br>③ 椅子座対応キッチン                          | 独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6（2）高齢者等対応設備設置工事の基準  |
| 克雪性能     | ① 屋根<br>② 屋根融雪装置   | 独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6（8）積雪地対応住宅工事の基準又は雪害防除対策（雪庇及び吹き溜まり等の防止）  |
| 防災性能     | 基礎・主要構造部   | 防災に有効な対策（基礎、壁・柱・床・はり・屋根・階段の補強、取替、撤去等による強度等の向上）  |
|          | ① ガラス・建具<br>② 造付家具<br>③ 固定金具・タラップ                              | 二次災害や被害の防止に有効な対策（合わせガラスへの取替、飛散防止フィルム貼付、家具転倒防止対策、転落防止等固定金具・タラップ取付等）  |